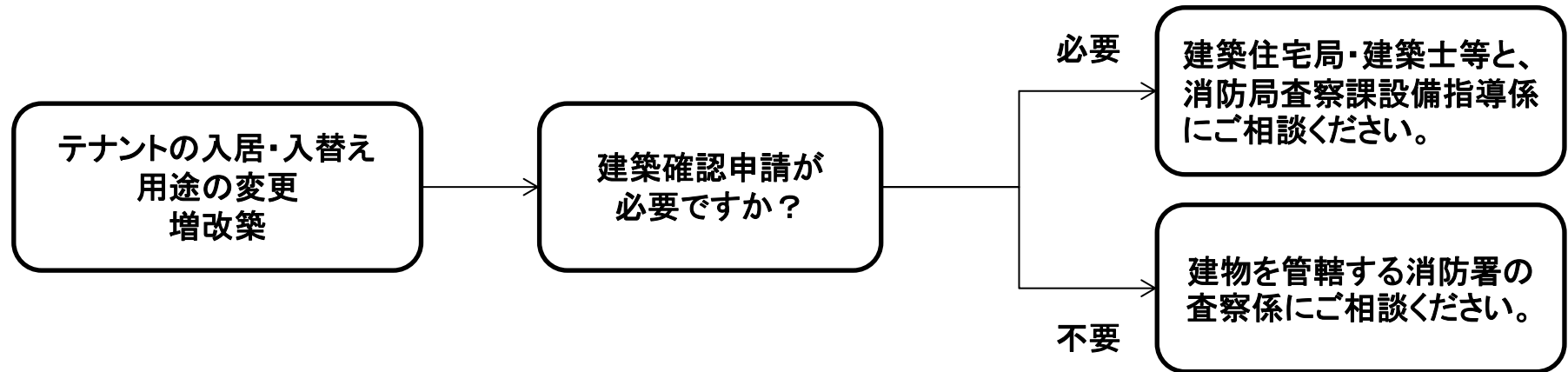


テナント入居や建物増改築等に伴う事前相談について

建物のテナントの入居・入替え、用途の変更、増改築などを行う場合は次のフローチャートにより、事前の相談や必要な手続きを行ってください。



建築確認申請の要否にかかわらず、使用を開始しようとする日の7日前までに「防火対象物使用開始届」を提出し、消防検査を受ける必要があります。

- 1 建築士や施工業者等の専門業者による法令適合の事前確認をお願いします。
- 2 間仕切り等の変更を行うときは、消防用設備等の改修・移設・増設等が必要となる場合があります。
- 3 厨房設備や、給湯器等の火気使用設備を設けるときは、神戸市火災予防条例に定める基準に適合させる必要があります。
- 4 建物に詳しい建築士や施工業者への聴き取りや、建物に関する詳細図面（確認済証や確認通知書に付いている図面や竣工図）が必要となる場合があります。